

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則……………（農業施設管理課） 6

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課） 7

○特定調達契約に係る入札の公告……………（技術普及課） 7

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 9

○北海道営土地改良事業分担金等徴収条例で指定する事業……………（農業施設管理課） 9

○北海道営土地改良事業分担金徴収条例第2条第2項の規定により指定する事業及び
同条例第3条第2項の規定により指定する面積の廃止……………（農業施設管理課） 9

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 9

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 9

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 10

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 10

○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 10

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課） 10

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 11

道監査委員公表

○監査公表第4号…………… 11

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 11

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 13

規 則

北海道営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年北海道条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第3条第1項の規則で定める用途）

第2条 条例第3条第1項の規則で定める用途は、農用地（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農用地をいう。次条第1号アにおいて同じ。）とする。

（条例第3条第1項の規則で定める場合）

第3条 条例第3条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）法第2条第2項第1号に掲げる事業にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 農林水産省農村振興局が所管する事業であって、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設又は変更に係るものであるとき。

イ 農林水産省農村振興局が所管する事業であって農業用排水施設の新設又は変更に係るもののうち、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合が10分の1未満であるとき（当該事業の施行に係る地域内の土地の面積が100ヘクタールを超える場合は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が10ヘクタール未満であるとき。）。ウ 農林水産省生産局が所管する事業であって、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が10アール未満であるとき。

エ 当該事業の受益地において農業を営む者（以下「地区内農業者」という。）の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が特別徴収金を徴収しないことを相当と認めるとき。

オ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供する場合であって、知事が特別徴収金を徴収しないことを相当と認めるとき。

（2）法第2条第2項第2号に掲げる事業にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 特別徴収金の徴収に係る土地の面積が10アール未満であるとき。

イ 前号エ又はオに掲げる場合に該当するとき。

（3）法第2条第2項第3号に掲げる事業にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 農林水産省農村振興局が所管する事業で地区内農業者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、市町村その他の地方公共団体又は国の施設の用に供する場合であって、知事が

特別徴収金を徴収しないことを相当と認めるとき。 イ 第1号エ若しくはオ又は前号アに掲げる場合に該当するとき。 (4) 法第2条第2項第7号に掲げる事業にあつては、次のいずれかに該当するとき。 ア 農林水産省農村振興局が所管する事業であるとき。 イ 農林水産省生産局が所管する事業のうち、第1号エ若しくはオ又は第2号アに掲げる場合に該当するとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。 (条例第3条第4項の規則で定める場合) 第4条 条例第3条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するとき。 (2) 地区内農業者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であつて、知事が特別徴収金を徴収しないことを相当と認めるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 第3条の規定は、この規則の施行の日前に法第113条の3第3項の規定による公告があつた条例第3条第1項に規定する知事の指定する事業（当該公告のあつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しているものを除く。）についても、適用する。 3 第4条の規定は、この規則の施行の日前に法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による土地改良事業計画を定めた旨の公告を行った法第87条の3第1項の規定に基づき道が行う事業についても、適用する。	(4) 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上9階から地上12階まで） 一式 2 落札を決定した日 平成31年3月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社 イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号 (2) 1の(2)から(4)まで ア 氏 名 株式会社東洋美装 イ 住 所 札幌市北区北7条西9丁目2番地13 4 落札金額 (1) 21,189,600円 (2) 2,970,000円 (3) 4,050,000円 (4) 4,644,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 (1) 1の(1) 平成31年1月29日付け北海道告示第51号 (2) 1の(2)から(4)まで 平成31年1月29日付け北海道告示第52号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
告 示	
北海道告示第236号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年4月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道庁本庁舎清掃業務（地上8階から地上12階まで及び塔屋） 一式 (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上3階から地上5階まで） 一式 (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上6階から地上8階まで） 一式	北海道告示第237号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成31年4月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 貨物兼乗用小型自動車 13台（交換契約により、貨物兼乗用小型自動車12台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用小型自動車13台を契約の

- 相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成31年7月5日(金)
- (4) 納入場所及び数量 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成31年4月5日(金)から同年5月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階
北海道農政部生産振興局技術普及課普及推進グループ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道農政部生産振興局技術普及課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階農政部第1中会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課)
- (2) 入札日時 平成31年5月8日(水)午前10時30分(送付による場合は、同日午前9時までに必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
(イ) 予定時期 平成31年4月頃
- イ(ア) 名称及び数量 自動車の交換 4台
(イ) 予定時期 平成31年7月頃
- ア及びイについて、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年3月15日付け北海道告示第173号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページ(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gif/competitive_bidding_info.htm)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道農政部生産振興局技術普及課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5379

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Automobile (both passengers and freight) 13 sets (Exchange 12 of used cars for 13 of new cars)
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 8, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 9 : 00 A.M., May 8, 2019)
- C Contact : Agricultural Technologies Dissemination Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5379 (Outside of Japan, +81-11-204-5379)

北海道告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（繁殖地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成31年4月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第239号

北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年条例第73号）第3条第1項に規定する知事の指定する事業を次のとおり定める。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年北海道条例第73号）第3条第1項に規定する知事の指定する事業は、次の補助金交付要綱に基づく補助金又は交付金交付要綱に基づく交付金が交付される事業のうち、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号から第3号まで及び第7号の事業を実施するものとする。

- 1 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）
- 3 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）
- 4 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第

2713号農林水産事務次官依命通知）

北海道告示第240号

昭和45年北海道告示第137号（北海道営土地改良事業分担金徴収条例第2条第2項の規定により指定する事業及び同条例第3条第2項の規定により指定する面積）は、廃止する。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字婦美町406・字婦美434（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町湯沸438（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第243号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第244号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、新十津川町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新十津川町(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第245号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成31年3月26日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社F Kコーポレーション 福井 勝也
 - (2) 主たる営業所の所在地 札幌市北区屯田11条2丁目8番6号
 - (3) 建設業の許可の番号 (般-29)石第21230号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事・民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - (2) 営業停止の期間 平成31年4月10日から同月12日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第246号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月5日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 財務会計トータルシステム業務処理委託 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成31年 3 月27日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地 4 随意契約に係る契約金額 982,800,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第11条第 1 項第 1 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年 2 月 8 日付け北海道上川総合振興局告示第1005号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
総合振興局告示及び振興局告示	道 監 査 委 員 公 表 監査公表第 4 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 5 項の規定により実施した平成30年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成31年 4 月 5 日 北海道監査委員 長 尾 信 秀 北海道監査委員 須 田 靖 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 渡 邊 直 樹
北海道上川総合振興局告示第1014号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年 4 月 5 日 北海道上川総合振興局長 佐 藤 卓 也 1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 A 重油（旭川地区その 2） 304,000リットル 2 落札を決定した日 平成31年 3 月 7 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ホクレン油機サービス (2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 1 番10号 4 落札金額 A 重油（旭川地区その 2） 65.5円 5 契約の相手方を決定した手続	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第48号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年 4 月 5 日 北海道教育庁石狩教育局長 岩 淵 隆 1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A 重油（A 地区）（J I S 1 種 1 号） 217,000リットル (2) A 重油（B 地区）（J I S 1 種 1 号） 204,000リットル (3) A 重油（C 地区）（J I S 1 種 2 号） 229,000リットル (4) A 重油（D 地区）（J I S 1 種 2 号） 280,000リットル (5) A 重油（E 地区）（J I S 1 種 2 号） 263,000リットル (6) A 重油（F 地区）（J I S 1 種 2 号） 302,000リットル

- (7) A重油（G地区）（J I S 1種2号） 291,000リットル
- (8) A重油（H地区）（J I S 1種2号） 255,000リットル
- (9) A重油（I地区）（J I S 1種2号） 260,000リットル
- (10) A重油（J地区）（J I S 1種2号） 297,000リットル
- (11) A重油（K地区）（J I S 1種2号） 287,000リットル
- (12) A重油（L地区）（J I S 1種2号） 378,000リットル
- (13) A重油（M地区）（J I S 1種2号） 238,000リットル
- (14) A重油（N地区）（J I S 1種2号） 280,000リットル
- (15) A重油（O地区）（J I S 1種2号） 223,000リットル
- (16) A重油（P地区）（J I S 1種2号） 178,000リットル

2 落札を決定した日

平成31年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)、(4)、(8)、(12)及び(15)

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

- (2) 1の(3)、(5)及び(6)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (3) 1の(7)、(13)及び(14)

ア 氏 名 株式会社常盤興産

イ 住 所 北広島市大曲幸町2丁目3番地12

- (4) 1の(9)

ア 氏 名 河辺石油株式会社

イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号

- (5) 1の(10)、(11)及び(16)

ア 氏 名 札幌第一興産株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北4条西16丁目1番地

4 契約単価

- (1) 65円20銭
- (2) 64円50銭
- (3) 64円50銭
- (4) 65円70銭
- (5) 64円50銭
- (6) 64円50銭

- (7) 63円43銭
- (8) 65円70銭
- (9) 65円40銭
- (10) 64円50銭
- (11) 64円70銭
- (12) 65円10銭
- (13) 64円50銭
- (14) 63円43銭
- (15) 64円00銭
- (16) 64円80銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月29日付け北海道教育庁石狩教育局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月5日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 瀬 隆

1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) P P C用紙A4判（札幌市北部地区） 3,121箱
- (2) P P C用紙A4判（札幌市中央地区） 3,754箱
- (3) P P C用紙A4判（札幌市西部地区） 2,889箱
- (4) P P C用紙A4判（札幌市東部地区） 4,133箱
- (5) P P C用紙A4判（江別石狩当別地区） 2,347箱
- (6) P P C用紙A4判（北広島恵庭千歳地区） 2,633箱
- (7) P P C用紙B4判（札幌市A地区） 2,216箱
- (8) P P C用紙B4判（札幌市B地区） 2,186箱
- (9) P P C用紙B4判（石狩地区） 1,647箱
- (10) P P C用紙A3判（全域） 1,992箱
- (11) P P C用紙B5判（全域） 1,530箱
- (12) 更紙A4判（全域） 729箱

(13) 更紙B 4 判（全域）719箱 2 落札を決定した日 平成31年 2 月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1)、(5)、(9)、(12)及び(13) ア 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川 1 丁目11－ 7 イ 氏 名 森川株式会社 (2) 1 の(2)から(4)まで及び(10) ア 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地 イ 氏 名 大丸株式会社 (3) 1 の(6)、(8)及び(11) ア 住 所 札幌市豊平区月寒東 4 条 9 丁目 5 番11号 イ 氏 名 株式会社エム・マツバラ (4) 1 の(7) ア 住 所 札幌市東区北12条東 1 丁目 2－ 3 イ 氏 名 株式会社エムケ中田商会 4 落札金額 (1) 1,450円 (2) 1,430円 (3) 1,430円 (4) 1,430円 (5) 1,460円 (6) 1,460円 (7) 2,100円 (8) 2,100円 (9) 2,125円 (10) 1,680円 (11) 1,110円 (12) 3,150円 (13) 4,536円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年 1 月11日付け北海道教育庁石狩教育局告示第 3 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目		
	道 警 察 方 面 本 部 告 示		
	北海道警察北見方面本部告示第28号		
	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
	平成31年 4 月 5 日		
	北海道警察北見方面本部長 西 川 寿 典		
	1 落札に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量		
	(1) 自動車用ガソリン J I S 1 号 53,800リットル		
	(2) 自動車用ガソリン J I S 2 号 129,100リットル		
	(3) 軽油 J I S 特 1 号、1 号、2 号、3 号及び特 3 号 9,700リットル		
	2 落札を決定した日		
	平成31年 3 月15日		
	3 落札者の氏名及び住所		
	(1) 氏 名 株式会社リョーユウ石油		
	(2) 住 所 北見市東三輪 3 丁目18番地		
	4 落札金額		
	(1) 150円		
	(2) 140円		
	(3) 127円		
	5 契約の相手方を決定した手続		
一般競争入札			
6 一般競争入札の公告			
平成31年 2 月 1 日付け北海道警察北見方面本部告示第 4 号			
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
(1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課			
(2) 所在地 北見市青葉町 6 番 1 号			